

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、法第3条第1項の確認を受けた公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「環境大学」という。）が行う法第4条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の交付について、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金（以下「本交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本交付金は、環境大学が行う授業料等減免を行うために要する経費を交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付金の額)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、環境大学が省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費（交付決定のあった日の属する年度の授業料等（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定に基づき非課税とされる教育に関する役務の提供に関する費用）に係るものに限る。）について、環境大学に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 交付額は、授業料等減免に要する経費の額に $1/2$ を乗じて得た額とする。

(交付の申請等)

第4条 環境大学は、本交付金の交付を受けようとするときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付申請書（様式第1号）に様式第2号及び様式第3号を添えて、市長に提出しなければならない。

2 環境大学は、次条第2項の規定による通知を受けた場合において、次のいずれかに係る変更の

必要が生じたときは、速やかに鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金変更交付申請書（様式第4号）に当該変更を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本交付金に係る事業の中止又は廃止
- (2) 本交付金の増額を伴う変更
- (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、原則として交付の申請を受けた日から30日以内に本交付金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、本交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により本交付金の交付の決定をしたときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付決定通知書（様式第5号）により環境大学に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前条第2項の規定による変更の申請について準用する。

（交付金の請求）

第6条 環境大学は、本交付金の交付を請求するときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（契約等）

第7条 環境大学は、授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（実績報告）

第8条 環境大学は、本交付金の交付に係る事業を完了又は中止若しくは廃止したときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金実績報告書（様式第7号）に様式第2号及

び様式第3号を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 本交付金に係る事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 本交付金に係る事業の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日

(交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、本交付金の交付に係る事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき額を確定し、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付額確定通知書（様式第8号）により、環境大学へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、環境大学が次のいずれかに該当するときは、本交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により本交付金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、本交付金に関し、法令等又は交付決定の内容、指示若しくは条件等に違反したとき。

(交付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により本交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、環境大学に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(検査等)

第12条 市長は、本交付金の適正な執行を図るため、環境大学に対して必要な事項について報告をさせ、必要な書類を提出させ、又は随時授業料等減免の状況を検査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付に関し必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付申請書

年度において、下記のとおり鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金の交付を受けたいので、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 交付金交付申請額
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免事業計画（報告）書

1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月

2 申請額内訳

	当初申請① （年間減免 見込額）	変更申請② （年間減免 見込額）	差引額③ （①－②）	実績額④ （年間減免 実績額）	不用額計 （②－④）
授業料					
入学料					
計					
市負担額 （計1/2）					

※申請書類提出時に合わせて必要な項目を記載するものとする。

3 その他添付書類

原則、「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（文部科学省高等教育局）」に定める減免費用の交付申請書（変更交付申請書、実績報告書）の添付書類とするが、市が認めた類似の様式でも可とする。

様式第3号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金変更交付申請書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって交付決定のあった下記の事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)予定年月日
- 4 添付書類

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金（以下「本交付金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の事業内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付金対象経費の実績額について、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 交付金規程の遵守

本交付金の収受及び使用、交付金事業の遂行等に当たっては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第 6 号（第 6 条関係）

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付請求書

一 金								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

これは、 年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって、交付決定のあ
った交付金

交 付 決 定 額		円
交 付 確 定 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	未 受 領 額	円
完了払・概算払の別		完了払 概算払(第 回・精 算)

上記のとおり請求します。

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名



様式第7号（第8条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって、交付決定のありました鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金の実績について、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間
- 2 交付金の交付決定額とその精算額
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

鳥取市長



鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付額確定通知書

年 月 日鳥取市指令受 第 号で交付決定を行った鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金については、下記のとおり交付金の額を確定したので、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の交付決定額
- 2 交付金の交付確定額
- 3 交付金の額を変更して確定した理由